

路外駐車場移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の構造及び設備）

（平成18年12月15日省令第112号）

項目	基準	根拠条項
路外駐車場車いす使用者用駐車施設	車いすを使用しているものが円滑に利用することが出来る駐車施設を1以上設けなければならない。	省令第2条第1項
	幅員を3.5メートル以上確保すること	省令第2条第2項第1号
	車いす使用者用の表示をすること	省令第2条第2項第2号
	次に定める路外駐車場移動等円滑化経路の長さが出来るだけ短くなる位置に設けること	省令第2条第2項第3号
路外駐車場移動等円滑化経路	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。	省令第3条第1項
	経路上に段差を設けてはならない（傾斜路を併設している場合を除く）	省令第3条第2項第1号
	経路を構成する出入口の幅は80センチメートル以上設ける	省令第3条第2項第2号
	経路を構成する通路の幅は、120センチメートル以上確保すること	省令第3条第2項第3号イ
	経路を構成する通路は50メートル以内ごとに車いすの回転に支障のない場所を設けること。	省令第3条第2項第3号ロ
	経路を構成する傾斜路の傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上であること。	省令第3条第2項第4号イ
	経路を構成する傾斜路の傾斜路の勾配は1/12を超えないこと。高さが16センチメートル以下のものにあつては1/8を超えないこと。	省令第3条第2項第4号ロ
	経路を構成する傾斜路の傾斜路の高さが75センチメートルを超え、かつ勾配が1/20を超えるものは、高さ75センチごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。	省令第3条第2項第4号ハ
特殊の装置	次のア、イいずれかの条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けること ア 勾配が1/12を超える傾斜 イ 高さが16センチメートルを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜	省令第3条第2項第4号ニ
	省令第2条、第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が第2条、第3条の規定による構造又は設備と同等以上の効力が有ると認める場合においては適用しない。	省令第4条